

下 水 道 事 業 会 計

令和6年度鎌ヶ谷市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和6年度鎌ヶ谷市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理区域内人口	79,422 人
(2) 年間有収水量	6,430,389 m ³
(3) 主要な建設改良事業	
管渠建設改良事業	1,090,785 千円
流域下水道建設負担金	120,853 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益		1,847,537 千円
第1項 営業収益		1,084,404 千円
第2項 営業外収益		763,133 千円
	支	出
第1款 下水道事業費用		1,789,650 千円
第1項 営業費用		1,690,315 千円
第2項 営業外費用		95,575 千円
第3項 特別損失		260 千円
第4項 予備費		3,500 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する567,178千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額41,793千円、当年度分損益勘定留保資金426,012千円及び減債積立金99,373千円で補てんするものとする。）。

収		入
第1款	資本的収入	1,299,648千円
第1項	企業債	923,400千円
第2項	他会計出資金	100,539千円
第5項	国庫補助金	200,000千円
第7項	負担金	75,709千円
支		出
第1款	資本的支出	1,866,826千円
第1項	建設改良費	1,211,638千円
第3項	企業債償還金	651,688千円
第8項	予備費	3,500千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 586,600	証券発行 又は 証書借入	4%以内 (ただし、利率見直し方式で借入れる資金については、利率見直しを行った後において、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。 ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
資本費平準化	221,000			
流域下水道事業	115,800			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 営業外費用
- (3) 特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 150,717千円

令和6年2月22日 提出

鎌ヶ谷市長 芝 田 裕 美

